第四 節節 明治二十五年

東京美術學校第四 年報 五明治二十

學 規

本年十一月十九日本校規則ヲ改正 [解説1]

對スル豫備タルニ過キス隨テ従来ノ如ク專修普通 必要ナキニ依り普通科ヲ豫備ノ課程ト改稱シ專修科ノ稱ハ之ヲ廃 又既ニ普通科ノ年限ヲ一ケ年短縮スルニ於テハ其課程全ク各科 来生徒ノ成績ヲ見ルニ普通科ニ於ル諸學科 、年限ヲ改メ普通科ニ於テ一年ヲ減シ專修科ニ於テ一年ヲ加 レトモ専修科ニ於ル實技ノ練習ハ稍足ラサルノ感アリ故ニ修業 |改正ノ要旨ヲ擧ルニ專修各科修業年限ヲ四ケ年ト改メタル ノ講習ハ敢テ不足ト ノ両科ニ分ツノ 八從 ヘリ セ

特ニ教員養成ノ科ヲ置カサルモ普通圖画教貟ヲ得ルノ道自ラ在リ 中 當 進歩シ數年ヲ出スシテ大ニ其面目ヲ改メントスルノ勢アリ此時ニ セ -普通圖画教員タラントスルノ志望ヲ抱クモノ亦少ナカラス此上 適合シ難キノ虞アリ殊ニ本學年ヨリ毎年繪画本科卒業生アリ此 リ又従前ノ規則第五條ヲ削除シタルハ特別ノ課程 テ猶速成ヲ以テ旨趣トセハ恐クハ練習功足ラス能ク一 時教員ノ急需ニ應スルニ在リシト雖方今絵畫ノ技術日ニ月ニ ハ速成ヲ主ト 般 人ノ進歩

> 學ヲ許シ補修ノ道ヲ開カハ便益少ナカラサルヘシト信スルニ因 ム又新ニ圖画講習科ノ規程ヲ設ケタルハ従来府縣立學校圖画教員 (トナセリ今道廳府縣ノ須要ニ應シ其紹介ヲ以テ講習生トシテ入 技術學力未タ十分ナラサルモ ノアリ普通圖畫教育ノ為メーノ欠

總 則 東京美術學校規則

第 技術家及普通圖画ノ教員 條 本校ハ絵画、 彫刻、 建築、 タル ^ キモノヲ養成スル所トス 美術工藝ノ諸科ヲ置キ各科 ,專門

但 |建築科ハ當分之ヲ缺

第二條 豫備 各科 課程ヲ履修セシ ノ修業年限ヲ四 4 「ケ年ト シ入學ノ初ニ於テ別ニー ケ年間

。學科課程

第三條 豫備ノ課程及各科ノ課程左ノ如シ

豫備 ノ課程

臨 畫

毎週

時

寫 (名画ニ憑據 生 シ線 画濃淡ノ要旨ヲ習得セシム

(實物ニ就キ花卉翎毛山水人物等ノ姿勢趣致着色ヲ習得 セシム)

口

九時

同

時

(木彫法ニ 由 テ物体ヲ彫造スルヲ習得セシム)

造

型

2何學 、投影画法、 透視画法ヲ教

用器画法

理

科

成績

是

此條ヲ削除セシ所以ナリ又學科課程及時間割ノ改正ハ従來ノ ニ照シ特ニ重キヲ實技ニ置キ生徒修學ノ能力ニ應シテ之ヲ定

同

百 口 三時 時

> 第4節 明治25年 205

二時

	(東洋考古學中美術上ニ要用ナルモノヲ講授ス)		(人体及動物ノ筋肉骨格等美術ニ関スル解剖ノ概要)	美術解剖	用器画法	(各代装飾ノ様式ニ基キ美術工藝圖按ヲ作ルノ要法!	圖按法	(自己ノ意匠ヲ用ヰテ畫様圖按ヲ作ラシム)	新按	寫生	(名画ニ就テ臨摸摸寫ヲ為サシメ筆墨彩絵ヲ練習セ	臨 摸	第一年	絵畫科	(徒手体操、兵式体操ヲ教ユ)	体操	(本邦及各國美術ノ源委因革ヲ講授ス)	美學及美術史	(和文和歌及漢詩漢文ニ依り讀法意義ヲ教ユ)	和漢文	(風俗生活等ノ様式ヲ主トシテ本邦歴史ノ概略ヲ講義ス)	歷史	(美術上ニ適要ナル理科ノ大要ヲ講授ス)
同		同	要ヲ講授ス)	同	同	要法ヲ講授	同		同	同	シム)	毎週十二				同		同		同	我ス)	同	
二時		二時	3	二時	二時	3	一時		七時	十時		二時				二時		二時		二時		二時	
圖按法	(自己ノ意匠ヲ用テ新作	新按	寫生	(標本ニ就テ摸造ヲ為サ	摸刻	第一年	彫刻科	卒業製作	製作實習	第四年	教育學(仝上)	用器画法(新按時間内ニ於テ	新按	寫生	第三年	(本邦及各國建築內外装飾	建築装飾術	用器画法	新按	寫生	臨 摸	第二年	体操
	セシム)			シメ其								内ニ於テ之ヲ課ス)				装飾ノ大要ヲ授ク)							
同	シ	同	同	シメ其刀法及彩色等ヲ練習	毎週十三時				毎週三十九時		同	之ヲ課ス 同	同二十五時	毎週十四時		ノ大	同	同	同 十二時		温		同

体操	古	和漢文	美術解剖	(彫刻圖按ニ適要ナル絵画ヲ習得セシム)	圖按實習
同	同	同	同		同
一時	二時	二時	二時		六時
圖按法	(摸刻新按等學年ヲ逐テ金属彫刻ヲ習得セシム)	工場實習	第一年	彫金科	美術工藝科

司 七寺 金丘と 毎週十五時 (臨画寫生ヲ練習セシム)

繪

画

摸

生 刻

第二年

新

按

寫

同 八時 (金工沿革ノ概要ヲ講授ス) 同 七時 金工史

同

時

同同

十四時

時

毎週十六時

彫造手訣

建築装飾術

各種材料手法

(彫刻ニ必要ナル手訣ヲロ授ス)

(蠟、土、竹、牙、

角、石、介、

法及手法ヲ教ユ)

第三年(木彫科、石彫科、牙角彫刻科)

同 四時 体 操和漢文

同同同同

時

二時

二時時

等彫刻ニ用フヘキ材料ノ性質用 工場實習 第二年

應用化學

毎週十八時

(分金合金等金工ニ適當ナル應用化學ノ大要ヲ講授ス)

同同

時

毎週三十時

七時

彩 金 圖 按 工場實習

同同同

時

十一時

第三年

(彫金ニ適當ナル圖按ヲ作ラシム)

毎週三十九時

製作實習

第四年(仝上)

卒業製作

彫造手訣

新 寫

按 生 刻

摸

同 七時

207 第4節 明治25年

二時	同	用	七時	同	鋳金圖按
七時	同	絵画	一八時	毎週十1	工場実習
六時	同	調漆法			第三年
= +	毎週二十四時	工場実習	二時	同	應用化學
		第二年	七時	同	絵畫
_	同	体操	十四時	同	造型
二時	同	和漢文	毎週十六時	毎週	工場實習
二時	同	考古學			第二年
二時	同	美術解剖	一時	同	体操
		(漆工沿革ノ概要ヲ講授ス)	二時	同	和漢文
一時	同	漆工史	二時	同	考古學
七時	同	絵畫	二時	同	美術解剖
_	同	圖按法	一時	同	金工史
		(漆ノ調合及髹漆法ノ大要ヲ教ユ)			(臨画及寫生ヲ練習セシム)
七時	同	調漆法	十四時	同	絵画
		(摸造新按等蒔絵ノ法ヲ習得セシム)	一時	同	圖按法
十	毎週十六時	工場實習	٥		(蠟型、土型等ヲ以テ花卉翎毛人物等ノ形状ヲ作ヲシ
		第一年	七時	同	造型
		蒔絵科			(鋳型鋳造及鋳浚等鋳金ノ法ヲ習得セシム)
		卒業製作	九時	毎週	工場實習
三十	毎週三十九時	工場実習			第一年
		第四年			鋳金科
十四四	同	蠟型			卒業製作
		(鋳金ニ適當ナル圖按ヲ作ラシム)	毎週三十九時	毎週	工場實習

(漆ノ性質ヲ知ラシメ化色配色等漆工ニ適当ナル應用化學ノ大意

ヲ講授ス)

工場実習

蒔絵圖按

(蒔絵ニ適当ナル圖按ヲ作ラシム)

口

七時

毎週三十二時

第四年

工場実習

卒業製作

。學年及休業規程

第四條 學年ハ九月十一日ニ始マリ七月十日ニ終ル

第五條 ハ四月十日ヨリ同月十六日ニ至ル一週間、 休業ハ冬季ハ十二月廿五日ヨリ一月七日ニ至ル二週間、 夏季ハ七月十一日ヨ 春

リ九月十日ニ至ル二ヶ月間 トシ日曜日及左ノ祭日祝日ハ休業ス

秋季皇靈祭

神 祭

本校設置紀念日

天 長 節

新 嘗 祭

孝明天皇祭

元 節

春季皇靈祭

神武天皇祭

第六條 授業ハ十一月一日ヨリ三月三十一日マテ午前第八時ヨリ始

> メ四月一日ヨリ十月三十一日マテ午前第七時三十分ヨリ 始ム

。入學在學及退學規程

第七條 入學ノ期ハ毎學年ノ始トス

但臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

特選ニ係ル者トノ二種トス

第八條 入學志願者ハ本校ニ於テ入學試驗ヲ受クル者ト道廳府縣

第九條

体強健ニシテ本校ニ於テ入學試驗ヲ受クヘキ者ハゼニ掲クル課目 入學者ハ年齢満十六年以上満二十五年以下トシ品行善良身

ニ合格スルモノトス

毎週三十九時

但道廳府縣立尋常中學校卒業以上ノモノハ(一)ョリ(六)迄ノ課

目ノ試驗ヲ要セス

(一)讀 入學試驗課目

書

(二)作

文

和漢文 漢字交リ文

(三) 數 學 算術及平面幾何

(四)地 理

日本及萬國地理大要

(五) 歷 史

日本及支那歷史大要

(六)物理學及化學 大 要

(七) 臨画及新画 流派及材料ヲ問ハス

(八) 彫刻摸造及彫刻圖按

仝 上

但(七)(八)ノ課目ハ受驗者ノ望ニ任セ孰レカ其一ヲ擇ハシムル

モノトス

第十條。道廳府縣ノ特選ニ係ル者ハ該廳ニ於テ美術上ニ望アリト認 メ且入學試驗課目中第一第二第三第四第五第六ノ課目ニ合格 ジ酸

スルモノトス本校ニ於テ其製作物ヲ評定シ入學ヲ許否ス

入官吏ニ納ムヘシ若シ自己ノ都合ニ由リ入學試驗ヲ受ケサルモ既第十一條 本校ニ於テ入學試驗ヲ受クル者ハ試驗料金壱圓ヲ本校収

第十二條 入學志願者ハ入學願書(第一式) ニ履歴書(第二號) 及試驗料ヲ

納ノ試驗料ハ返付セサルモノト

添へ本校へ差出スヘシ

書(第三號) ヲ出スヘシ

上ニ関渉シ得へキ縁故アル者ニシテ本校ノ認可ヲ得テ之ヲ定ムヘノ知友ニシテ生徒ノ身分ニ関シ一切ノ事ヲ引受クルニ足リ且修學足立、南葛飾三郡内ニ於テ一家計ヲ立テ生徒ノ父兄親戚又ハ父兄第十四條 正副保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ東亰市及北豊島、南

三週間以上府外ニ旅行スルトキハ豫メ相當ノ代理ヲ立テ本校へ届三週間以上府外ニ旅行スルトキハ豫メ相當ノ代理ヲ立テ本校へ届ニ週間以上府外ニ旅行スルトキハ豫メ相當ノ代理ヲ立テ本校へ届第十五條 保証人又ハ副保証人事故アリテ變更スルトキハ前條ニ準

第十六條 生徒ハ入學後一ヶ月以内ニ自費ヲ以テ本校制定ノ服帽ヲ

調製着用スヘシ

ニ及フトキハ醫証ヲ添ヘ差出スヘシ 記シ當日又は翌日中ニ保証人ヨリ屆出ヘシ若シ病氣缺課七日以上第十七條 生徒疾病其他事故アリテ缺課スルトキハ其理由及日限ヲ

第十八條 學業及品行殊ニ優等ナル生徒ヲ選ヒ之ヲ特待生ト為シ一

學年間ノ授業料ヲ免除

ノ軽重ニ依リ懲誡停學、逐學ニ處スノ規則告示等ニ背反シ其他本校生徒ノ風儀ヲ紊ス等ノ者ハ其惰状第十九條 生徒學業成達ノ目途ナキ者ハ除名シ怠惰不行状又ハ本校

ハ其事由ヲ詳記シ正副保証人ノ連署ヲ以テ願出ヘシ第二十條 生徒疾病其他已ムヲ得サル事故ニ由リ退學セントスル者

。試業及証書規程

進級セシム平常課業ノ成績點ハ一學年間課業ノ成績ニ據リ受持教常課業ノ成績點ヲ二倍シタルモノヲ加ヘ三ヲ以テ除シ合格ノ者ハ第二十一條 學年試業ハ毎學年ノ終リニ於テ之ヲ行ヒ其成績點ニ平

員ノ見込ニ依リ又ハ臨時試業ヲ行ヒ之ヲ定ム

第二十二條 各科中美術實技ニ族テハ受持教員ノ見込ヲ以テ學年試第二十二條 各科中美術實技ニ族テハ受持教員ノ見込ヲ以テ學年試

均六十點以上ヲ合格點トス 第二十三條 學年試業評點ハ各課一百ヲ以テ最高點トシ諸課目ノ平

績一科目四十點ニ満タサル者ハ俱ニ進級セシメス但美術實技ノ成績一科目六十點ニ満タサル者又ハ他ノ科目ノ成

ジ本校教員會議ヲ以テ之ヲ評定スヘシ ジ本校教員會議ヲ以テ之ヲ評定スヘシ

はほど 音にと いうチェーン・ はほど 当年の 日疾病其他已ムヲ得サル事故アリテ缺席スル者ハー週間以内ニ第二十五條 學年試業ニ缺席ノ者ハ進級ノ格ヲ失フモノトス

第二十六條 各科所定ノ課程ヲ履修シ試業ヲ完了シタル者ニハ其卒ノ成績優等ノ者ニ限リ之ヲ許スコトアルヘシ

業証書ヲ付與

第二十七條 証書ヲ付與ス 生徒在學中ノ學業品行等殊ニ優等ノ者ニハ卒業ノ際其

研究科規程

第二十八條 ツル者ハ適當ト認ムル者ニ限リ研究生タルヲ許ス 各科卒業ノ生徒ニシテ猶其實技ヲ研究セシト欲シ 願 出

第二十九條 研究生ノ在學期限ハニケ年以内トス

第三十條 モノトス 研究生ハ各自ノ志望ニ依リ特ニ其教員ノ指導ヲ受クヘキ

第三十一條 三ノ三等ニ評定 トス毎學年ノ末教員會議ニ於テ其成績優劣ニ隨ヒ之ヲ第一第二第 研究生ハ自己ノ新按ヲ以テ特別ノ製作ヲ為スヘキモノ

第三十二條 研究生ハ保證人ヲ要セス授業料ヲ徴収セス

第三十三條 スルコトアルヘシ 研究生實技研究ノ為メ旅行ヲ要スルトキハ旅費ヲ給与

第三十四條 アルヘシ 研究科ヲ修メタル者ニハ願ニ依リ其証状ヲ与フルコト

撰科規程

第三十五條 リ各級正科生ニ缺員アルトキハ撰科生トシテ入學ヲ許スコトアル シ教員會議ヲ以テ所撰 入學ヲ願出ツル者ハ年齢満十七年以上ニシテ當詼教員ニ於テ試驗 各科中特ニ一課目若クハ數科目ヲ撰ヒ學修セント ノ課目ヲ學修スルニ 堪ユルト認ムル者ニ限 かシ

但美術實技ノ外ハ之ヲ撰フコトヲ得ス

度ヲ有スルモ身体羸弱等ニシテ所定ノ正科ヲ履修スルニ耐エサ 本校生徒ニシテ美術上ノ實技豫備ノ課程卒業以上ノ程 ル

第三十七條 者ハ願ニ依リ試驗ノ上撰科生ニ編入スルヲ許スコトアルヘシ 撰科生ハ所撰ノ課目ニ就テ正科生ト同 シク試業ヲ受ケ

合格ノ者ハ願ニ依リ証状ヲ与フルコトアルヘシ

第三十八條 入學及授業料其他ノ規程ハ正科生ト同シク遵守スヘキ

モノトス

圖画講習科規程

第三十九條 年ノ始メニ於テ圖画講習生トシテ試驗ヲ用ヒス入學セシムルコト スル學科ヲ補修セント欲スル者ハ當詼道廳府縣ノ 道廳府縣立學校圖画教員ニシテ尚其技術又ハ圖画ニ関 紹介ニ依リ

アルヘシ

第四十一條 第四十條 IJ 常談教員會議ヲ以テ特ニ之ヲ定 圖画講習生在學ノ期限ヲ一ヶ年以上二ケ年以内トス 圖画講習生ノ履習スヘキ課程ハ各自ノ志望ト學力ニ依

第四十二條 圖画講習生ハ各自所定ノ科目ニ就キ試業ヲ受クヘキ モ

ノトス合格ノ者ハ其証状ヲ付與ス

第四十四條 第四十三條 圖画講習生ハ特ニ規定スルモノ、外正科生ト同シク 圖画講習生ハ保証人ヲ要セス授業料ヲ徴収

校規程ヲ遵守スヘキモノトス

授業料及其他ノ費用

第四十五條 初 定日ニ於テ本校収入官吏ニ納ムヘシ 授業料ハ一學年金拾円トシ九月、 十一月、二月、 四

但修業年限中疾病其他已ムヲ得サル事故等ニ由リ退學スル 月 第4節 211

コ

本

アルモ既納ノ授業料ハ返付セサルモノトス

第四十六條 教科用ノ圖書、 絵画彫刻美術工藝用ノ小道具及絵具、

筆等ハ總テ生徒ノ自辨トス

但 |實技上重要ノ器品等ハ本校ヨリ之ヲ貸付ス

第一 號書式 (無二ッ折)

入學願書

私儀御校二入學仕度履歷書及試驗料相添此段相願候也

宿所

本籍族 (戸主ニアラサ)

姓

年

月

日

名 印

何年何月生

年

月 日

東京美術學校長某殿

右之者従來品行善良ノ者ニテ前文之趣相違無之候ニ付私共保証

人ニ相立チ平常本人ノ品行等監督可致ハ勿論在學中ニ係ル事件 ハ一切引受可申候依テ右保証候也

年

月

日

本籍族職業(兄親戚等)

宿所

保 証 姓

名

印

何年何月生

姓 名

印

副保証人

同

上

修業云々

家業何々

右之通有之候也

年

月

日

本籍族

(戸主ニアラサ)

何年何月何處ニ於テ何事ニ付賞罰ヲ受クル等 何年何月何地ニ於テ何年間何業ニ従事云々 第二號書式

(無二ッ折)

東京美術學校長某殿

履歷書

何年何月何地何立何學校ニ入リ又ハ教師某ニ就キ何年間何學

何年何月生

名 印

姓 何年何月生

處 務

他各省三十四件道廳府縣六十九件會社人民三十九件ナリ又発送四百 五十二件之ヲ細別スレハ文部省二百八十一件同省直轄學校二十九件 本年中處理シタル公文往復ノ數ハ合計九百二十件ニシテ内収受四百

第三號書式 (無無美濃)

在學証書

可仕候依テ右証書如斯候也 私儀今般入學御許可相成候ニ付在學中御規則等堅ク相守リ勤學

宿所

本籍族 (戸主ニアラサ)

名

印

何年何月生

第3章 草 創期 212

六十八件之ヲ細別スレハ文部省三百三十四件同省直轄學校十五 ノ重ナルモノ左 八収受四十一件発送九十六件通計百三十七件増加 省二十一件道廳府縣八十一件會社人民十七件ナリ之ヲ前年ニ ノ如シ セリ又本年中 一件他 比 事

月八日授業始メニ付花ノ式ヲ執行

可 日午前第八時会議室ノ中央ニ

天皇 務員及生徒等一同 皇后両陛下ノ御影ヲ奉掲シ卓上 2制服ヲ着シ式場ニ入リ順次奉拜シ次テ教授文學 = 勅語ヲ奉置シ校長教員

中彫金鋳金蒔絵等ノ諸科へ右金額分配各科出品ノ 務省ヨリ 二十二日文部省ヨリ閣龍世界博覧會へ本校ヨリ出品費用トシテ農商[解説3] 博士黒川 配付ノ金二千七百円交付セラレ 真 頼 勅語ヲ奉読シ右畢テ各退場 乃絵画科彫刻科美術工藝科 セ IJ 準備ニ著手セ

村良吉東京府士族齋藤謙福島縣平民吉田金吉東京府平民船田虎藏 二月一日特別 人卒業証書授与式ヲ擧行シ其式左ノ如 課程ヲ履修スル者東京府平民村山 旬五 富山縣士族木

IJ

口 日第九番教室ヲ以テ式場トシ中央ニ

天皇 業生ニ証書ヲ授与シ卒業生御影ヲ参拜シテ各復席シ校長幷ニ黒川 校長教員事務員及生徒等一 1 授 ノ川訓 皇后両陛下ノ御影ヲ奉掲シ卓上ニ勅語ヲ 論卒業生總代ノ答辞アリ 同制服ヲ着シ 右畢テ各退散 式場ニ入リ参列シ校長卒 奉置シ午後第一 時

同日教授竹内久一ニ技術研究ノ為メ奈良縣下 へ出張ヲ命

日 紀 元節 ニ付御影奉拜式ヲ執行ス

二十五日 I本校 覧編成ニ 付上申ス(至明治

三月八日 兼 テ達セラレ タ ル閣龍卋界博覧会へ臨時博覧会事務局 IJ

> 本邦家屋: 尋テ室内装飾工事ノ委託ヲ受ケ詼製作ニ着手 出 「陳ニ付其構造幷ニ室内装飾等ノ設計」 セ IJ = 付取調書ヲ 十日第 高等中 Ĺ 申ス

久留正道へ金百五拾円右孰レモ従來ノ報酬トシテ贈付ス(明治二 學校教授本校嘱託教員小島憲之へ金百八拾円文部技師本校嘱託教員

74 [月三日神武天皇祭ニ付奉拜式ヲ執行

セラル ヲ上申 治二十 ヲ命ス 二十二日教授今泉雄作美術取調 術研究ノ為メ右孰レモ往復滞在トモー 旅行シ同所ニ於テ二泊歸京シ同 四年四月ョリ本年三月ニ至ル本校官有財産ノ増減異同 ス 二十三日學術研究ノ為メ生徒一同教員附添栃木縣下日光 同 日 |教授上 原六四 郎 日 ノ為メ教授橋本雅邦教授高村光雲 職務勉励 3 IJ 週日 四 日間臨時休業ス ノ賞ト ヲ以テ栃木縣下日光出 シ テ金六拾圓 三十 取 調 下 日 書 明

五月九日教授今泉雄作教授橋本雅邦雇伊東貞文學術研究ノ為 メメ往

滞在トモ

週日以内ヲ以テ京都出張ヲ命

十五 シ道廳府縣特選ニ係ルト通計六十四人ナリ九月十 人ニ入學ヲ許ス又同日ヨリ八月五日ニ至ル第五囬生徒ヲ募集シ八月 六月七日道廳府縣へ特選生募集ノ照会ヲ発シ八月廿五日合格者十 日ヨリ十 九日ニ至ル入學試驗ヲ行ヒ合格者五十三人ニ入學ヲ許 日 コリ 授業ヲ始

日 本校銃器火藥取締規則ヲ定ムルセノ 如

4

京美術學校銃器火藥取 公締規則

第 條 銃器 總テ体操教員ヲシテ之レ カ取 締ヲ 為 サ

第

條

銃器

銃器室ニ藏

メ体操教員

ノ指

揮ニ

7

ラ

+

V

出

納

ス

第4節 明治25年 213

許サス

但 | 銃器室 ノ鍵ハ体操教員之ヲ監守

第 配條 ヤ否ニ注意シ檢査スヘシ 習射的演習等ヲナスノ時ニアラサレハ校外へ携出スルヲ許サ 体操教員ハ銃器室ノ 銃器ハ兵式体操用又ハ体操教員ノ生徒ヲ引率シテ発火演 、開閉毎ニ銃器ノ破損又ハ紛失等ナキ ス

第五條 、リテ残餘ヲ生シタルトキハ之ヲ火薬免許商人へ拂戻スヘキ ノ分量ヲ計テ之ヲ購求シ決シテ校内ニ貯藏スヘカラス若事故 ・ス 裝彈及火藥ハ発火演習又ハ射的演習ノ都度其使用シ 盡 モ ス

三十日書記安井一 2日ヲ以テ栃木縣下上都賀郡発光路 匡 |後藤貞行へ 、彫刻用木材購求ノ為メ往復滞在ト へ出張ヲ命ス Ŧ

ŀ

芳川 証書授与式ヲ擧行シ其式左ノ如 族島田里喜藏岡山縣平民大橋郁太郎新潟縣平民渡部織衛埼玉縣士 次郎富山縣平民鷹田亀之助同大塚泰鹿児島縣士族永井實治三重縣士 横山常五郎熊本縣平民徳永松喜岡山縣平民奥山犀吉宮城縣平民林竹 七月十一日特別ノ課程ヲ履修スル者東京府士族谷鐐太郎長野縣平 、廷輔大分縣士族木元平太郎富山縣士族中村安太郎ノ十四人卒業 良

同 1日第九番教室ヲ以テ式場トシ中央

天皇 業生總代ノ答辞 卒業生ニ証書ヲ授与シ卒業生御影ヲ奉拜シテ復席ス校長ノ訓論卒 時校長教員事務員及生徒等 皇后両陛下ノ御影ヲ奉掲シ卓上ニ勅語ヲ奉置シ午前第十一 アリ 右 軍テ 同校内 同制服ヲ着シ式場ニ入リ参列シ校長 ノ庭前ニ於テ立食ヲ催 ルシ三時

三十分各退散ス

十八日東京美術學校々友会々頭岡倉覺三ヨリ同会建物建「解説5] 校構内ノ地所借用ノ儀願出 ニ付文部省へ伺済ノ上認可 設 為 メ本

五円従来ノ報酬トシテ贈与ス(ヶ月間ニ對スル報酬ナリ) 績表等ヲ上申ス 査成績表幷ニ昨年七月第四回生徒募集入學ノ際施行セシ体格檢査成 八月一日本校第三年報編成ニ付上申ス (四年分十) 二十九日文部技師本校嘱託教員久留正道へ金七拾 十六日生徒活力檢

等 陳可相成本邦家屋室内装飾取付ノ為メ米國シカゴ府 ヲ執行シ右畢テ各退散ス 十月四日本校設置紀念日ニ付同日午前第八時校長教員事務員及生 ·一同 . 制服ヲ着シ会議室ニ 参集シ 十三日雇伊東貞文ニ閣龍卋界博覧会へ出 両陛下御影奉拜幷二勅語 へ出張ヲ命ス 捧讀式 徒

教員及生徒等本年夏期休業ヲ廃シ詼製作ニ従事候處同日ヲ以 邦家屋室内ノ装飾又ハ本校ヨリ仝会へ出陳スヘキ物品製作等 テ

二十一日兼テ臨時博覧会事務局ヨリ閣龍卋界博覧会へ出陳可

相成本

十一月三日天長節奉祝及勅語捧読式ヲ行フ左 成候ニ付二十二日ヨリ三十一日マテ十日間臨時休業ス ブ如

同 2日第九番教室ヲ以テ式場トシ中央ニ

天皇 校長教員事務員及生徒等一同制服ヲ着シ式場ニ入リ正列順次参拜 次テ校長捧読席ニ著キ勅語ヲ奉讀シ且 皇后両陛下ノ御影ヲ奉掲シ卓上ニ勅語ヲ奉置シ午前第八時 盛旨 在 所ヲ 訓論

口 両陛下ノ萬歳ヲ奉祝シ右畢テ各退散セリ

十日本校規則改正ノ儀上申十

九日認可セラル

彫刻ニ従事勉励ノ慰労トシテ金七拾円下賜セラル 十二月六日教授高村光雲助教授岡崎雪聲へ委嘱品制 ヲ以テ各金四十五圓下賜 セラル 十七日教授石川 光明 作二 象牙觀音 勉

品竣功セシモノを 本年中本校ニ於テ美術品並ニ美術工藝製作委嘱ヲ受ケルモノ及委嘱 如

委嘱品竣功ノ分

計方 本邦家屋ノ構造及室内装飾ノ設	花瓶	象牙彫觀音像	観音銅像	品名	
	壹	壹	壹	個	
	對	体	体	數	
臨時博	소	소	東京	注	
覧会事	池田	森村	福田	文	
務	守	市太	詣	者	

蓮上人銅像雛形 [解說7]	郷隆盛銅像 [解說6]		階棚及付属品等	臺		邦古代家屋室内装飾	ロンブス卋界博覧会へ出品物	方が一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一	品名
壹	壹	壹	貳拾	拾九	須		六拾貳點		個
体	体	個	種	臺	面		貳無		數
福留	東	仝	소	帝	文	소	소	臨時	34-
岡縣	亰			國				時	注
佐野	樺山			博	部			会	文
前	外 一資			物				事務	者
励	名紀			館	省			局	白

ラル

燈 額 本

コ計本

筆

日 西

職 員

記三名雇事務員五名通計三十八名(敷ヲ除ク゚)ナリ之ヲ前年ニ比スレハ 名技手專任一名兼任 本年末本校現在職員ノ敷ハ校長一名教授專任九名兼任二名助教授六 一名雇教員五名嘱託教員五名事務嘱託員 一名書

> 美術解剖 円一名仝一ヶ月拾八円一名通計三十五名ナリ人員前年ニ異ナラス又 円二名月俸金拾五円三名月俸金拾壱円一名月俸金五円一名日給金参 俸金三拾円ニ進ム 四 二月十三日陸軍々醫學校教官陸軍二等軍醫正森林太郎ニ本校專修科 本年中職員ノ任免増俸等ノ重ナルモノ左ノ如 拾九銭二名嘱託報酬一ヶ年金三百円二名嘱託手当一ヶ年金貳百四十 俸金参拾五円五名月俸金参拾円一名月俸金貳拾五円三名月俸金貳拾 名當分年俸金四百円一名當分年俸金三百円 名當分年俸金七百円四名當分年俸金六百円一名當分年俸金五百円三 名増加セリ又本校定額ヨリ支給スル職員 [月九日書記平尾吉延ニ五級俸給與セラル ノ授業ヲ引続キ嘱託シ報酬トシテ一ケ年金三百圓贈付ス 十三日教授橋本雅邦二當分年俸金七百円支給セ ノ給額ハ年俸金貳千円 一名月俸金四拾円三名月 十二日雇伊東貞文ノ月

ラル ヲ命ス 九月二十日帝國博物館書記川崎千虎ニ本校考古學及本邦武装沿革等 兼書記山本治兵衛文部属兼本校技手ニ任セラレ三級俸給與セラル テ金三百円贈付ス 六月八日帝國博物館主事本校工場監督久保田鼎へ一ヶ年ノ報酬ト 二十七日技手山本治兵衛本校書記ニ兼任セラル 二十三日文部省雇山本治兵衛本校技手ニ任シ三級俸給與 十七日書記安井一匡二本校資金部物品會計官吏 三十日技手

杉浦瀧次郎ノ月俸金貳拾五円ニ進ム雇安田辰三朗 .両名ニ各九級俸技手大島勝次郎ニ七級俸右執レモ給與セラル |級俸助教授荒井甲子三郎ニ六級俸助教授劒持忠四郎書記糟屋正 \教授海野滕珉助教授白山福松ノ両名ニ各四級俸助教授岡崎雪聲 一ヶ年手當トシテ金貳百四拾円贈付ス ノ月俸金五円 二十一日 又雇 =

Ŧi. 助

講義嘱託候ニ付

同人本校満一年以上在勤ニ付十一月四日付ヲ以テ月俸半月分給與セ 十月二十二日助教授荒井甲子三郎長崎縣尋常師範學校教諭ニ轉任

十二月十六日教授川端玉章教授高村光雲各當分年俸金七百円支給セ

ラル

前年比較 {増	合計		教務	教員	級別	官等三	
		_	•			等四等	奏
					紐級	五.	
				_	級	等	
					四級	六	
	=			=	五級	等	
	五.			五.	六級七級八級	七等	
				_	九級十級	八等	任
					形义	九等	
	四	_		三	託	嘱	
00	五五	=		\equiv	計	小	
					一級二級	一等	
	<u>-</u>	_		<u>-</u>	三級四級	二等	判
	三三	_		=	五級六	三等	
					級七	等 四	
	_			_	級八級	等	
				_	級九級	五.	
	_				十級	等	
	-	五.	Ŧi.			産	
	=			=	託	嘱	任
0 -	=======================================	八	五.	-0	計	小	
	三	_	五.	=	計	通	/

生 徒

四年生一人通計二百十七人皆自費ナリ之ヲ前年ニ比スレハ二十八人 程ヲ履修スル者六人撰科第一年生一人第二年生二人第三年生八人第 第三年生三人同鋳金科第一年生一人第二年生五人第三年生五人同蒔 生十一人第四年生二人美術工藝科彫金科第一年生五人第二年生二人 年生二十八人第四年生七人彫剌科第一年生六人第二年生一人第三年 本年末現在生徒ノ敷ハ二百十七人ニシテ之ヲ細別スレハ豫備ノ課程 絵科第一年生五人第二年生四人第三年生六人第四年生一人特別ノ課 履修スル者六十二人絵画科第一年生二十八人第二年生十七人第三

増加セリ又本年中生徒ニ関スル重ナル條件左ノ如

月二十二日ヨリ二十五日ニ至ル特別ノ課程ヲ履修スル者甲組五人

卒業試験ヲ行フ

二月一日特別ノ課程ヲ履修スル者ゼノ五人へ卒業證書ヲ授与ス 東京府士族齋藤謙 東京府平民村山旬五 富山縣士族木村良吉 福島縣平民吉田金吉

東京府平民船田虎藏

美術工藝科中彫金二人鋳金三人漆工四人都合二十二人ノ學年試驗ヲ 十五日ョリ十六日ニ至ル專修科第一年生甲組絵画科十人彫剪科三人

美術工藝科中彫金二人都合七人ノ學年試驗ヲ行ヒ各同科第二年生ニ行ヒ各同科第二年生ニ進級シ又撰科第一年生絵画科二人彫剌科三人

二泊シテ歸亰シ同日ヨリ四日間臨時休業ス四月廿三日學術研究ノ為メ生徒一同教員附添栃木縣下日光へ旅行シ

級

除キ他 特別 各同 内絵画科十八人彫剌科一人美術工藝科中彫金一人鋳金五人漆工四人 年試驗ヲ行ヒ普通科課程ヲ了シ專修科及特別課等へ入ル者三十五 リ十九日ニ 履修スル者十四人ノ卒業試驗ヲ行 科二人美術工藝科中彫金一人漆工一人都合十一人ノ學年試驗ヲ行ヒ 金二人漆工二人都合三十一人ノ學年試驗ヲ行ヒ絵畫科ニ於テ一人ヲ 六月七日道廳府縣 二人ナリ 專修科第一年生絵画科十八人彫剌科八人美術工 |特撰ニ係ル者ト通計六十四人ナリ十六日ヨリ廿七日ニ至ル普通 、許ス又同日ヨリ八月五日ニ至ル第五囬生徒ヲ募集シ八月十五 一年生 科第三年生ニ進級ス ノ課程ヲ履修スル者六人通計三十五人ナリ十日ヨリ三十日ニ至 ハ各同科第二年生ニ進級ス又專修科第二年生絵画科七人彫刻 |四十七人ノ學年試驗ヲ行ヒ同科第二年生ニ進級セシ者四 十三日ョリ二十九日ニ至ル普通科第二年生四十二人ノ學 至ル入學試驗ヲ行ヒ合格者五十三人ニ入學ヲ許ス道 へ特選生ヲ募集シ八月廿五日合格者十一人ニ入學 二十日 3 リ二十八日ニ至ル特別ノ課程 藝科中彫金 一人鋳 に聴府 日 ヲ

特

別

ノ課程

安藤

時

藏

《術工藝科漆工第三年生

藤

岡

注多良

七月 宮城縣平民 一日特別ノ課程ヲ履修スル者左ノ十四人へ 東京府士族 本縣平民 林 徳 谷 永 竹次郎 鐐太郎 松喜 富 出 長 山 山 野縣平民 [縣平民 I縣平民 卒業証書ヲ授與 鷹田 奥山 横 Ш I 亀之助 常五 郎 ス

> 九月十三日本校規則第二十二條ニ據リ生徒中學業特ニ優等ノ者左 富山 大分縣士族 新潟縣平民 票士族 「縣平民 渡部 島田 大塚 木元平太郎 里 喜藏 織 泰 衛 出 富山縣士族 埼玉縣士族 鹿児島縣士 Ш 縣平民 族 芳川 中村安太郎 大橋郁太郎 長井実治

絵画科第二年生 亀岡 末吉 彫刻科第二年生 新納忠之介普通科第二年生 近藤延太郎 絵画科第二年生 白濱 徴

九

人ヲ選ヒ特待生トナシ本學年中ノ授業料ヲ免除ス

美術工藝科鋳金第二年生 西原猪太郎美術工藝科彫金第二年生 酒井利之助

彫

刺科第二年生

澤

藤太郎

十一月十九日本交見訓政王ニ讨寺別ノ果呈ヲ廃スルニ族リ現在司果十一日ニ至ル十日間臨時休業ス十月二十日閣龍卋界博覧会へ出陳ノ諸品略落成ニ付二十二日ヨリ三

前規則ニ依リ履修センム程ヲ履修スル生徒七名ニ限リ同月二十八日特ニ文部省ノ認可ヲ得テ十一月十九日本校規則改正ニ付特別ノ課程ヲ廃スルニ依リ現在同課

本

年二月卒業セシ村山旬五

ハ國華社木村良吉ハ新潟縣尋常中學校齋

セシ 画 校林竹次郎ハ宮城縣尋常中 學 郁 謙ハ帝國博物館吉田金吉ハ青森縣弘前尋常中學校又同年七月 太郎 横山常五郎 教員ト ハ東京府尋常師範學校渡部織衛 ・ナリ又 ハ山 ハ給画 梨縣尋常師範學校德永松喜ハ滋賀縣尋常師 ノ為 學校永井實治ハ長崎縣私立活水女學校大 メ雇 員 1 ナ 八私立美術講習所右 ル 其他皆自營 範

合ノ廉アリ本校規則ニ照シ譴責スル者一人停學ヲ命スル者一人除名徴兵適齢ニ付本校ノ証明書ヲ願出之ヲ交付シタル者四十八人又不都本年中卒業生ニシテ圖画科教員免許狀ヲ受領セシ者十二人又生徒中

《道庁府県別各科現員一覧表、経費、書籍器械の項省略》

スル者七人ナリ

告 受第九九號

庶第二○七號

分ト御挿替相成度此段及御照會候也部ニ誤謬有之候ニ付訂正之上別紙及御送附候間乍御手數最前差出候去ル八月丗一日附ヲ以テ本校第四年報及御送附候處右年報中経費ノ

明治廿六年十月十二日

東京美術學校

文部大臣官房

報告課御中

(別紙は省略。巻末表①明治二十五年の訂正金額参照。)

解説

1 規則改正

改正の要点は次のとおりである。

四、図画講習科を新設し、現職教員の補修教育を行うこととした。目を設け、同科の教育の一環として教員養成を行うこととした。目を設け、同科の教育の一環として教員養成を行うこととした。二、美術工芸科中に鋳金科を新設し、漆工科を蒔絵科と改称した。

五、公立中学校卒業者のために入学試験における学科無試験規程を設け四、図画講習科を新設し、現職教員の補修教育を行うこととした。

た。

2 鋳金科設置

は特に変化は無かった。 は特に変化は無かった。 は特に変化は無かった。 は特に変化は無かった。 は特に変化は無かった。 は特に変化は無かった。 は特に変化は無かった。

3 閣龍世界博覧会

室内装飾制作が行われた。

室内装飾制作が行われた。

室内装飾制作が行われた。

室内装飾制作が行われた。

室内装飾制作が行われた。

室内装飾制作が行われた。

第3章 草 創 期 218